#### 日本人の感性(美意識)を踏まえた変化 第2節

第1章第3節で見たように、平成における「日本人の感性(美意識)」は、心の豊かさを重視する など、変化してきている。このような流れの中で、平成における国土交通政策においても、歴史・文 化や自然を重視していくなど新たな動きが生まれてきた。本節では、こうした観点から、これまでの 国土交通政策について、紹介する。

# 1 文化・歴史の振興に向けた変化

(歴史的な空間の維持・保全・活用の推進)

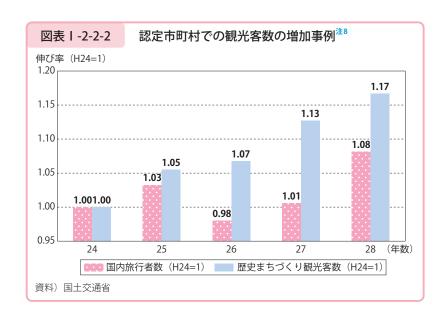
# ■歴史・文化を活かしたまちづくりの推進

我が国では、城郭や神社仏閣等、歴史上価値の高い建造物と、その周辺の歴史的建造物とが相まっ て、歴史的なまちなみが形成されている地域が全国に存在している。そうした地域においては、祭礼 行事をはじめとした地域の歴史や伝統を反映した人々の活動が行われ、歴史的なまちなみと一体となっ て情緒や風情のある極めて良好な市街地の環境(歴史的風致)が形成されていることが多い。

こうした歴史・文化を活かしたまちづくりを推進するため、国土交通省は、2008年(平成20年) に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)」<sup>注7</sup>を制定・施行し た。市町村は同法に基づく計画を作成し、国の認定を受けると、計画に位置づけられた取組み(図表 I-2-2-1) に対して重点的な支援を受けることができる。



現在、歴史まちづくり法に基づき、国から認定された計画を持つ市町村は、全国で76(2019年3月末時点)にのぼる。同法に基づく取組みを進めた結果、観光客数の増加などの効果が発現した市町村が多く存在している(図表 I-2-2-2)。



#### ■無電柱化の推進

電線を地中に入れること等により、電柱をなくす「無電柱化」は、良好な景観の形成や、歩道の幅を広げることによる歩行者の安全性・快適性の向上、大規模災害時の電柱の倒壊の防止等の効果が期待されている。諸外国を見ると、ロンドン・パリ・香港・シンガポール等では、ほぼ完全に無電柱化が進められており、日本と比較すると、非常に高い水準となっている。

日本においても、全国で無電柱化が着実に進んできている。特に、平成において、大都市の幹線道路に加え、歴史的な街並みを保全すべき地区や、バリアフリー重点整備地区などの良好な住環境を形成すべき地区なども、その対象として広げている。法整備としては、1995年(平成7年)に「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」を、また、2016年には「無電柱化の推進に関する法律」を制定し、「無電柱化推進計画(2018年)」等に基づき無電柱化を進めている。

このような中、川越市では、市の下水道工事に合わせて無電柱化を実施するとともに、蔵造りの町並み保存等を行っている。川越市の観光客数は約200万人(1983年)から約660万人(2017年)にまで増加しており、こうした取組みも寄与しているのではないかと考えられる(図表 I-2-2-3)。



注8 「観光客数」は、国内及び訪日外国人旅行者数の合計値である。また、対象とした14の地方自治体は、平成24年以前に認定された計画を有し、かつ、その観光客数が年間100万人から1000万人程度のところである。伸び率は、平成24年の観光客数を1とした場合、それぞれの年の観光客数の値である。また、歴史まちづくり実施団体の観光客数は、選定した14都市の観光客数の合計値から算出している。

# (日本の歴史・文化を反映した空間の活用)

# ■日本の魅力を伝える空間づくり

平成を通じて、我が国では、空港や鉄道駅等 の玄関口で、日本の歴史や芸術・文化を活かし た空間づくりを行うことにより、国内外に向け て日本の魅力を積極的に発信するようになって きている。このような空間づくりは、増加する 訪日外国人客等からの期待に応えるだけでなく、 日本人にとっても心地良い空間を創出している。

例えば、金沢駅では、北陸新幹線の延伸を見 越して、この地域の歴史を活かした改良を行っ た。特に、2005年(平成17年)に完成した 「鼓門」は、伝統を感じられる木造建築を基本 に、地域の伝統芸能である能や素囃子などで使 用される鼓をイメージして作られており、地域 文化を発信するシンボルとなっている。金沢駅 は、2017年にアメリカの旅行雑誌<sup>注9</sup>において、 日本で唯一「世界で最も美しい駅」のひとつに も選ばれるなど、国外からも高く評価され、イ ンバウンドを含め、多くの観光客が訪れている (図表 I -2-2-4)。

さらに2010年に完成した奈良駅はホーム部分 に寺社をイメージした飾り鉄柱を設置するなど、 「奈良らしさの表現ー青丹よしー」を基本コンセ プトとしている。隣接する前駅舎は、屋根には 九輪が置かれ、内部中央は格天井となるなど、 寺院風の貴重な建物であった。このため、文化 的価値を踏まえて保存されることとなり、現在、 奈良市総合観光案内所として生まれ変わってい る。奈良駅及び奈良市総合観光案内所は、国内 外の観光客が訪れる奈良の玄関口において、歴 史や文化を反映した空間を作り上げ、地域の魅 力を効果的に発信している(図表 I-2-2-5)。

また、2010年にオープンした羽田空港の国 際線ターミナルでは、江戸の街並みをイメージ した商業施設である「江戸小路」が設けられて





羽田空港「江戸小路」 図表 I -2-2-6



資料) 国土交通省

資料) 国土交通省

いる。「江戸小路」は現代の名匠が漆喰壁など伝統の日本式工法を用いて再現した「江戸の街並」で あり、空の玄関口である羽田空港において日本の魅力を発信している(図表 I-2-2-6)。

## ■歴史的・文化的価値のある公共建築物の維持・保全と保存・活用

我が国には、歴史的・文化的に価値のある公 共建築物が数多く存在しており、平成を通じ、 こうした建築物を維持・保全するとともに、保 存・活用していくことを推進している。

例えば、国立西洋美術館は、東アジアに唯一 現存するル・コルビュジエ<sup>注10</sup>の作品として歴史 的・文化的価値が高い。国土交通省は、この建 物のデザインや機能を損なわずに地震に対する 安全性を高めるために、日本で初めて免震レト ロフィット工法を採用した保存改修を実施した。 その後、2016年(平成28年)に、この建物は 世界文化遺産に登録された(図表 I-2-2-7)。

免震レトロフィット工法は東京駅の保存・復 原工事にも採用された。これにより、既存のレ ンガ壁を残すなど、20世紀における日本の近 代化を象徴する貴重な空間を保存しつつ、耐震 性の強化がなされた。ドーム等の失われた部分 の復原など創建当初の姿を取り戻し、2012年 に全面再開業を果たしている(図表 I-2-2-8)。

また、歴史的・文化的価値のある公共建築物 を活用していくことについては、例えば、 2016年の「明日の日本を支える観光ビジョン」 において推進していくこととされている。この こと等により、迎賓館赤坂離宮が一般に公開さ れるなど、多くの歴史的・文化的価値のある公 的施設が活用されつつあり、日本の魅力を広く 伝えていくことが期待される(図表 I-2-2-9)。

図表 I -2-2-7 国立西洋美術館

©国立西洋美術館





注10 フランスを中心に活躍した建築家(1887年~1965年)。合理的、機能的で明快なデザイン原理を追求し、20世紀の 建築や都市計画に大きな影響を与えた。

## ■海外にある日本庭園の再生

日本庭園は、1873年にウィーンの万国博覧会に出展されてから、海外からも注目されるように なった。20世紀には、欧米諸国におけるジャポニズム<sup>注11</sup>の広がりや、戦後の文化交流などから、多 くの日本庭園が海外において整備されてきた。現在、海外には500箇所以上の日本庭園が存在して いるが、中には適切に維持管理がなされていないものも存在する。

このような状況を受け、国とし ても海外に存在する日本庭園の修 復を支援することとし、2017年 以降5年間で50箇所程度の庭園 を修復することを目標としている。

これまで実施してきた修復支援 の中でも、特に米国カリフォルニ ア州グレンデール市にある「ブラ ンド公園」の日本庭園は、飛び石 とつくばい<sup>注12</sup>の再整備や滝石組 み<sup>注13</sup>の修復が行われ、現地にお いて高く評価されている。さらに 修復を契機として新たに桜祭りが 開催され、多くの訪問客が訪れる など、海外における日本文化の普 及を一層促進している(図表I  $-2-2-10)_{\circ}$ 



#### (我が国における多様な文化の発展)

# ■アイヌ施策の推進

アイヌの人々の文化の振興や普及啓発のため、1997年(平成9年)には「アイヌ文化振興法」が 制定され、それ以降、北海道を中心に、様々な施策が展開され、これまで一定の成果が得られた。し かし、アイヌ文化の伝承者等は減少し、アイヌ語や伝統工芸等、存立の危機にある分野が存在してお り、さらに、未だ、アイヌの歴史や文化等について、国民の幅広く十分な理解が得られていないと いったような課題も有していた。

このような中、アイヌの歴史、文化等に関する国民の幅広い理解促進や、将来へ向けてアイヌの文 化の継承、新たなアイヌ文化の創造等につなげるために、アイヌ文化の復興・創造の拠点として「民 族共生象徴空間(ウポポイ)」を2020年4月の開業に向けて整備しているところである。また、本 年、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が制定され、 アイヌの人々が先住民族であるとの認識を示した上で、従来の福祉政策や文化振興に加え、地域振 興、産業振興、観光振興等を含めた総合的な施策を推進していくこととしており、上記のウポポイに

注11 日本の美術品を19世紀中頃の万国博覧会へ出展したことを背景に、西洋で日本美術への注目が高まり、モネをはじ めとする多くの画家・作家に影響を与えたことで生まれた芸術の潮流の一つ。

注12 茶室に入る前に、手を清めるために置かれた背の低い石製の手水鉢のこと。

注13 滝のように水が流れ落ちるように組んだ石のこと。

ついても、同法に基づき指定する 法人にその管理を委託することと している(図表 I-2-2-11)。



# 2 官民が一体となった集う空間・優しい空間づくり(つながりの創出)

# (集う空間)

#### ■都市公園における官民連携の推進

人々が集う公共空間である都市公園を柔軟に活用するため、民間事業者による売店設置やPFIを活 用した水族館運営等、官民連携による都市公園づくりを推進している。

東京都豊島区の「南池袋公園」では、事業者が公園内にカフェを設置するとともに、カフェの収益 の一部を公園の整備にも充てている。さらに、この資金を公園のイベント等にも利用することで地域 に賑わいをもたらしており、都心の中にありながらも美しい景観を創出したこと等が評価され、 2017年度グッドデザイン賞に表彰される等、注目を集めている(図表 I -2-2-12)。

2018年(平成29年)には、 都市公園のさらなる活用を推進す るため、新たに「公募設置管理制 度 (Park-PFI)」を設けた。この 制度は、公募により選定された事 業者が、飲食店や売店等の収益施 設を設置管理し、その収益の一部 を公園の整備・改修等に充てるこ とを条件に収益施設を設置管理で きる期間を従来の10年から20年 まで延長する等のメリットを事業 者に与えるものである。また公園 内に保育所等の社会福祉施設を占 用することが可能となった。



# ■プロジェクションマッピング等による集う空間づくり

「プロジェクションマッピング」とは、プロ ジェクターを用いて建築物等に映像を映し出す 手法のことであり、海外はもちろんのこと、日 本国内においても、遊園地をはじめとして利用 されるようになってきている。特に、近年で は、映像技術の進歩もあり、お祭りなどにおい て広場や建物などに投影することによって、通 常の公共空間を人が集い楽しむ空間に変えると いった取組みが多く行われている。例えば、東 京国立博物館では、プロジェクションマッピン グにより、重要文化財等の作品を建物に映し出 すイベントを開催するとともに、夜間の開業時 間を延長することによって賑わいを創出してい る (図表 I -2-2-13)。

一方で、プロジェクションマッピングは、屋

東京国立博物館でのプロジェク 図表 I -2-2-13 ションマッピング 資料) 国土交通省

外広告物法に基づく地方自治体の条例により看板等と同様の規制を受けており、駅前広場や官公署等 における実施が禁止されていることや禁止されていない地域であっても許可が必要とされる場合があ ることなど、必ずしも柔軟な活用ができるという状況ではなかった。

そこで、2018年(平成30年)に、国土交通省では、プロジェクションマッピング実施の環境整 備を推進するため、新たな「条例ガイドライン」を作成した。このガイドラインでは、プロジェク ションマッピングについて、禁止する地域を景観上の配慮が必要なところに限定したことのほか、公 益性があり期間限定で行われるものは許可制の適用除外とすることができること等を明示している。

# (優しい空間づくり)

#### ■あらゆる人に優しい社会の実現

平成においては、全世界的に、高齢者、障害者等が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理 的な障害や精神的な障壁を取り除く、「バリアフリー」に関する考え方が広く普及した。

このような中、国土交通省では、2006年(平成18年)に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化 の促進に関する法律(バリアフリー法)」を制定し、建築物や公共交通機関のバリアフリー化を進め ていった。その結果、視覚障害者等のためにホームドアの設置された鉄道駅数は、2006年当時318 駅であったが、2017年度末現在では、725駅までになっている。

さらに、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした、共生社会の実現や 一億総活躍社会の実現を目指し、2018年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法 律の一部を改正する法律」が成立した。同法は、公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取 組みの推進、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組みの強化等を主な内容とするもの である。

また、国土交通省では、2020年度末までの整備目標を定め、旅客施設及び車両等のバリアフリー 化を推進しており、鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルを100%バ リアフリー化することなども目指している。

# 3 自然との調和に向けた変化

#### ■多自然川づくりの推進

平成においては、河川管理について、より自然と調和した動きが生まれてきた。例えば、1990年(平成2年)から、代表的な河川における先進的な取組みとして「多自然型川づくり」が行われ、2006年の「多自然川づくり基本指針」に基づき、「多自然川づくり基本指針」をすべての河川における川づくりの基本とした(図表I-2-2-14)。

図表 I -2-2-14 多自然川づくり



河川全体の自然の営みを視野に入れる 資料) 国土交通省



地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮

また、1997年には、河川法を改正し、河川管理の目的として、「治水」「利水」に加え、「河川環境」 (水質、景観、生態系等)の整備と保全を位置づけること等を行っている。

その後も着実に取組みを進めており、例えば、2017年には、有識者からなる「河川法改正20年 多自然川づくり推進委員会」において、これまでの成果等をレビューし、今後の方向性等について提 言がなされている。

この提言を踏まえ、河川環境の整備と保全のため、持続性ある実践的な多自然川づくりを進めてい くこととしている。

# ■都市緑化の推進

我が国では、高度経済成長期において、急激な都市化が進むとともに、緑が失われていった。平成に入り、自然や美しい街並み等の良好な景観に対する国民の意識が高まりを見せ、都市の緑化への関心も強くなってきた。

このような中、都市の再開発に当たり、超高層ビルの建設と併せて、その周辺に緑豊かな公共空間を創出する動きが生まれ、国土交通省においても支援を実施している。例えば、東京都港区の六本木ヒルズでは、地上54階の超高層ビルの建設にあわせ、その周辺に庭園(毛利庭園)等を設けるなど、緑が存在する公共空間をつくり出している(図表 I -2-2-15)。

さらに、都心のみならず、広く市民の手による緑化などを図る動きもある。例えば、千葉県



柏市では、NPOの手により個人所有の空き地を活用した緑地が創出され、現在は地域住民のためのイベント広場として利用されている。このような取組みを進めるため、2017年(平成29年)に都市緑地法を改正し、緑化の担い手としてNPO等に公的な位置づけを与え、支援すること等を行って

**注14**「多自然川づくり」とは河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

いる (図表 I -2-2-16)。

環境省の緑化に関する調査<sup>注15</sup>によれば、住 宅・住宅地への愛着を感じている人ほど、自宅 周辺の緑の量が多いと感じているという結果と なっており、緑化に関するこのような取組み が、緑の量を増やすのみならず、住民の地域へ の愛着を生み出すことにつながることが期待さ れる (図表 I -2-2-17)。

# ■エコツーリズム等の推進

平成においては、自然を対象に 持続可能な、活用していこうとす る「エコツーリズム」の推進が活 発になってきた。「エコツーリズ ム」とは、自然環境や歴史文化等 の地域固有の魅力を観光客に伝え ることにより、地域の住民も自分 たちの資源の価値を再認識し、そ の保全や地域の活性化につなげて いこうとする取組みである。

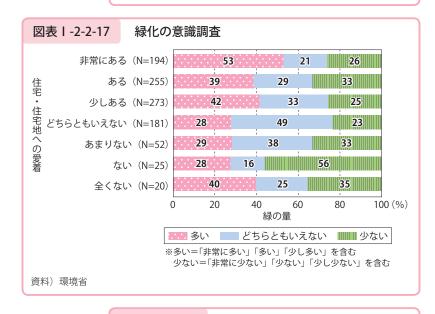
具体的には、国立公園等の自然 豊かな地域から、田舎と言われる 里地里山まで、多様な地域・環境

において、トレッキングやバードウォッチング、 ホエールウォッチング等、地域の様々な資源を 活かしたエコツアー等がある(図表 I-2-2-18)。

国土交通省においても、「エコツーリズム」 を推進するため、国内外の観光客に新たな地域 への来訪動機を与えることを目的とした「テー マ別観光による地方誘客事業」にて、2018年 度(平成30年度)のテーマとして選定した。 その上で、積極的に情報発信を進めるととも に、地域間の課題や成功事例を共有し、ネット ワーク化等を支援している。

また、多様な主体による協働の下、道を舞台に、

# 図表 I -2-2-16 千葉県柏市「ふうせん広場」 資料) 柏市





地域資源を活かした修景・緑化を進め、観光立国の実現や地域の活性化に寄与することを目的に「日本風 景街道」を推進している。2019年3月末現在142ルートが日本風景街道として登録されており、「道の駅」 との連携を図りつつ、道路を活用した美しい景観形成や地域の魅力向上に資する活動を支援している。

注15 平成27年度低炭素ライフスタイルイノベーションを展開する評価手法構築事業 委託業務 成果報告書(緑化等による 住宅周辺の温熱環境改善に着目した低炭素ライフスタイル提案手法の開発)